

山北町保育所等入所基準

(趣旨)

第1条 山北町における児童の保育所又は認定こども園への入所(認定こども園にあっては子ども・子育て支援法(平成26年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第2号及び同項第3号に該当する児童の入所に限る。)について、審査の適正を期すため、関係法令及び諸通達を参考の上、基準を定めるものとする。

(審査)

第2条 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の5各号に定める事由に係る審査は、次に掲げる書類その他調査により行うものとする。

(1) 就労(1日4時間以上、かつ、週4日以上)の就労に限る。)

① 雇用による労働

イ 居宅外労働 就労証明書(勤務先が遠方の場合には通勤に要する時間も併せて考慮する。)

ロ 居宅内労働 居宅外労働と同様とし、必要に応じて就業の内容、形態等の聴取を行う。

② 雇用によらない労働

イ 自営業 居宅外労働と同様とする。ただし、就労証明書の証明者は民生委員とする。

ロ 農業 年間を通じて継続的に労働が必要な場合に限り入所を認めることとし、就労証明書の証明者は民生委員とする。

(2) 妊娠・出産 母子健康手帳又は妊娠(出産)証明書の写し等、出産(予定)日を確認できる書類。なお、入所できる期間は、当該日の前8週以降から後8週の属する月末までとする。

(3) 疾病・負傷 医師による診断書

(4) 障害 身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳の写し又は医師による診断書

(5) 同居親族(長期入院をしている親族を含む。)の介護・看護 対象者の介護保険証の写し又は医師による診断書

(6) 災害復旧 火災、風水害、地震、その他の災害による児童の居宅の損失に係る復旧のため、当該児童の保育ができない状況を証する書類(り災証明書等)

(7) 求職活動(起業準備を含む。) 職業安定所(ハローワーク)の登録証や派遣登録証等の写し。なお、入所できる期間は2か月を上限とする。

(8) 就学(職業訓練を含む。) 在学証明書の写し及びカリキュラム等、授業時間を証する書類(通学先が遠方の場合には通学に要する時間も併せて考慮する。)

(9) 虐待やDVのおそれ 関係機関への聴取記録や要保護児童対策地域協議会の意見等、

その状況が分かる書類等

(10) 育児休業 育児休業の期間を確認できる書類(所属機関が発行したものに限る。)

(利用調整)

第3条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項に規定する利用調整は、別表に定める保育所等入所基準指数により算出された値が、他の者に比してより大きい者について入所を優先させるものとする。

2 町外に住所を有する児童の入所の申込みがあったとき、入所児童数(認定こども園にあっては法第19条第1項第1号に該当する児童を含む。)が職員配置基準上の定員に対し7割を超えている場合は、町民優先の観点から、前項の規定により算出される指数に関わらず、入所を制限できるものとする。

(育児休業に関する取扱い)

第4条 保護者が育児休業期間にある以前に既に入所していた児童が次の各号のいずれかに該当するとき、必要に応じて育児休業中の入所を継続できるものとする。ただし、当該児童が退所した場合、育児休業期間中の再入所はできない。

(1) 小学校への就学を控えている等、児童の継続的な保育に留意する必要があるとき。(0歳児クラス又は1歳児クラスに所属する児童を除く。)

(2) 児童の発達及び成育上、環境の変化が適切でないと判断されるとき。

(ひとり親家庭の保育料の算定)

第5条 児童がひとり親家庭に属し、かつ、当該児童の保護者が無収入であって、同居の祖父母等の保護者以外の者が生計を立てている場合は、当該者の収入から保育料を算定するものとする。

2 児童の保護者が離婚調停中等で配偶者と別居の状態にあって、配偶者から児童の保護者に対し、養育費等の金銭的援助がない場合は、保育料の算定の際、配偶者の収入は算入しないものとする。ただし、ひとり親家庭とはみなさない。また、未婚の状態にあるが今後婚姻を見込んでいる等、内縁の者と現に同居している場合は、保護者のほか当該者の収入も算定に含むものとする。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、入所の審査に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和元年11月18日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（保育所等入所基準指数表）

保育を必要とする事由		条件		指数	認定			
母の状況	就労(居宅外労働)	フルタイム	月 20 日以上	1 日 7 時間以上	10			
				1 日 3 時間以上 7 時間未満	8			
				1 日 3 時間未満	3	短		
		パートタイム	月 16 日～19 日	1 日 7 時間以上	8			
				1 日 4 時間以上 7 時間未満	6			
				1 日 4 時間未満	3	短		
		月 15 日以下				3	短	
		就労(居宅内労働)	自営業 中心者	月 20 日以上	1 日 7 時間以上	8		
					1 日 3 時間以上 7 時間未満	7		
	1 日 3 時間未満				3	短		
	月 16 日～19 日			1 日 7 時間以上	6			
				1 日 4 時間以上 7 時間未満	5			
				1 日 4 時間未満	3	短		
	月 15 日以下				2	短		
	自営業 協力者			月 20 日以上	1 日 7 時間以上	5		
					1 日 3 時間以上 7 時間未満	4		
			1 日 3 時間未満		3	短		
			月 16 日～19 日	1 日 7 時間以上	4			
				1 日 4 時間以上 7 時間未満	3			
				1 日 4 時間未満	2	短		
			月 15 日以下				2	短
			内 職	月 20 日以上	1 日 7 時間以上	5		
					1 日 3 時間以上 7 時間未満	4		
	1 日 3 時間未満				3	短		
	月 16 日～19 日			1 日 7 時間以上	4			
				1 日 4 時間以上 7 時間未満	3			
				1 日 4 時間未満	2	短		
月 15 日以下				2	短			
出産				8				
病気・けが	入院している			10				
	常時疾病			9				
	一般療養			4				
	重度の心身障害者			9				
	心身障害者			7				
同居親族の介護	入院中の付添を常時している			5				
	自宅療養			4				
	重度の心身障害者の介護			4				
	その他の介護			3				

	保育を必要とする事由		条件		指数	認定	
母の状況	災害復旧				8		
	求職活動				5	短	
	就学	月 20 日以上	1 日 7 時間以上		8		
			1 日 7 時間未満		5	短	
		月 20 日以下	1 日 7 時間以上		7		
			1 日 7 時間未満		4	短	
	虐待やDVのおそれ				8		
	育児休暇中				3	短	
その他				5			
父の状況	就労(居宅外労働)				5		
	就労(居宅内労働)				4		
	疾病	入院中				5	
		自宅療養中				3	
	心身障害者				3		
	求職中				3		
	無職				2		
祖父母の状況	2 人ともいない				5		
	60 歳以上祖母がいる	健康				2	
		疾病状態				3	
	60 歳未満祖母がいる	就労中、疾病状態、病人の介護				2	
		働いていない				1	
	60 歳以上祖父がいる	健康				1	
		疾病状態				2	
	60 歳未満祖父がいる	就労中、疾病状態、病人の介護				3	
		働いていない				2	
祖母がいない				3			
祖父がいない				2			
利用調整	町外	入所している園への継続入所				8	
		山北町内に在住・在勤いずれにも該当しない場合				-10	
		兄弟姉妹(多胎児を含む)が現に入所している園を希望する場合				3	
	優先順位	入所している園への継続入所				10	
		ひとり親家庭				5	
		生活保護世帯				3	
		生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合				5	
		虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合				5	
		入所させようとする児童に障害がある場合				5	
		職場復帰が決定している場合の育児休暇明け				3	
		兄弟姉妹(多胎児を含む)が現に入所している園を希望する場合				3	
		小規模保育事業等の定員設定が2歳児までとなっている保育サービスの卒園児童				3	
		その他、児童の保育に関し、特段の配慮が必要とされる場合				2	
		公共料金に滞納がある場合				-10	